

議会議案第 1 号

米国関税措置に対応した中小企業等支援策の拡充を求める意見書

米国関税措置に関し、国内経済への大きな影響が懸念されることから、不安の声が寄せられている。

特に、我が国の基幹産業である自動車産業関連企業の設備投資や賃上げへの深刻な影響が懸念されており、その影響を最も強く受ける中小企業等を守り支えることが、今後の日本経済の成長には不可欠である。

よって、国におかれては、米国関税措置に対し日本企業の99.7%を占める中小企業等を対象とした、下記の事項の具体的かつ手厚い施策を講じるよう、強く要望する。

記

- 1 各省庁の地方支部や関連団体に特別相談窓口等の体制を整え、不安が募る中小企業等の声に耳を傾け、丁寧な対応を行うこと。
- 2 日本政策金融公庫のセーフティネット貸付について、窓口での積極的な制度の提案やオンライン手続の周知・広報等を行うこと。加えて、米国の関税措置による直接的、間接的な事業者への影響を踏まえた民間金融機関による資金繰り支援に必要となる信用保証制度の整備を実施し、資金繰り支援に万全を期すこと。
- 3 米国関税措置の影響等について分析を行い、国民や事業者に対し分かりやすく情報提供するとともに、それを踏まえた対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
経 済 産 業 大 臣
経 済 再 生 担 当 大 臣
内 閣 官 房 長 官

あて

石 川 県 議 会

議会議案第2号

学校給食の無償化制度の構築を求める意見書

義務教育諸学校では、学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、生きた教材である給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱の一つとなっている。

令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、学校給食の無償化の実現に向け、自治体における取組について実態調査を行った上で、課題等の整理を行い、具体的方策を検討することとし、昨年6月に調査結果が公表されたところである。

調査結果では、全国の約3割の自治体が給食を実施する全ての小中学校で無償化を実施しているが、その多くが財源の確保に苦慮しており、また、厳しい財政状況のため実施困難な自治体も多く、自治体間で格差が生じている。

国は、当該調査結果を踏まえ、昨年12月、児童生徒間の公平性、国と地方の役割分担など無償化に関する課題を整理したが、具体的方策は示されていない。

学校給食が果たす役割の重要性に鑑みれば、学校給食は自治体の方針に左右されず無償で実施すべきものである。また、物価高騰が家計に深刻な影響を与える中、子育て世帯の負担軽減の観点からも学校給食の無償化を求める声が高まっている。

よって、国におかれては、学校給食の無償化を実現するため、財源の確保や学校給食法の改正を含め、必要な制度を構築するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
内閣府特命担当大臣（こども政策）		
内閣官房長官		

石川県議会

脳脊髄液減少症患者救済に関する意見書

脳脊髄液減少症（脳脊髄液漏出症）は、交通事故などにより、脳脊髄液が髄膜から漏出するなどの要因で、減少状態となることにより、頭痛、頸部痛、めまい等の様々な症状を呈する疾患であり、重篤な後遺障害を引き起こすことがある。

しかし、この疾患の認知度は依然として低く、交通事故などにより罹患期間が長くなることで症状が治りにくくなり、後遺症がおのずと出てしまうケースがある中、労災保険では12級以上の認定が多く行われ、透明性が確保されている一方で、自賠責保険制度では後遺障害等級が適切に認定されず、多くの患者が救済されていない。

よって、国におかれては、公平性を確保するため、下記の事項について適切な措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液減少症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同様に、専門医による認定システム（脳脊髄液減少症認定システム）の仕組みを設置すること。
- 2 被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、労災保険と同様に開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内 閣 官 房 長 官

あて

石 川 県 議 会

地方消費者行政に対する恒久的な財源確保等を求める意見書

消費者被害を防ぐためには、相談体制の確保や消費者教育、啓発など、地方消費者行政の充実・強化が図られなければならないが、国が措置し地方消費者行政の下支えとなってきた地方消費者行政強化交付金推進事業は、令和7年度末には多くの地方公共団体で活用期間が終わるため、交付金を活用して実施してきた相談体制の維持や、啓発・消費者教育に係る事業の継続が困難となるなど、地方消費者行政の後退・縮小が懸念される。

また、被害の防止・救済の根幹である消費生活相談においては、相談員の高齢化等による担い手不足が深刻な問題となっている。相談員の担い手を確保し、安定的に業務を継続できるよう雇用形態や処遇等の改善が求められており、国の主導により速やかな制度設計と予算措置を行うことが必要である。

さらに、消費生活相談のデジタル化に向け、国は全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET）に代わる新たなシステムの整備を予定しているが、端末のリース費用や、セキュリティ対策の継続的な更新費用などは、地方公共団体の負担とされており、これらの経常的費用も国の責任で措置すべきである。

よって、国におかれては、下記の事項を行うよう、強く要望する。

記

- 1 地方公共団体の財政事情によることなく、地方消費者行政を安定的に推進するための恒久的な財源を措置すること。
 - 2 消費生活相談員の安定的な確保と処遇改善に係る制度設計に必要な予算措置を講じること。
 - 3 国が進める消費生活相談デジタル化に係る予算を国の責任で措置すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

衆議院議長	}	あて
参議院議長		
内閣総理大臣		
総務大臣		
財務大臣		
文部科学大臣		
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）		
内閣官房長官		

石川県議会

事前復興まちづくり計画の策定支援を求める意見書

近年、激甚化、頻発化する大規模災害への備えが、ますます重要となっており、市町村で発生しうる災害による被災の分布や規模を想定し、復興後の空間を計画する事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備の取組の推進が課題となっている。

国は、復興事前準備の取組のうち、特に、復興まちづくりの目標・実施方針を検討し、事前復興まちづくり計画を検討・策定することに焦点を当てた「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン」を令和5年7月に公表した。

しかし、復興事前準備の取組は一定程度定着してきているものの、復興体制や復興手順の検討にとどまっており、多くの自治体において事前復興まちづくり計画の策定に至っていない。

よって、国におかれては、事前復興まちづくり計画策定に対して防災・安全交付金による支援や、事前復興まちづくり計画策定を検討・実施する自治体に対する技術的助言など、更なる支援を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
国土交通大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第6号

持続可能な高額療養費制度になるよう更なる議論を 求める意見書

高額療養費制度は、医療のセーフティネットという観点から大変重要な仕組みであるが、高齢化や高額薬剤の普及等により高額療養費の総額は年々増加しており、結果として現役世代を中心とした社会保険料も上昇している。

そのような中、国においては、当初、全ての世代の被保険者の社会保険料の負担軽減を図る観点から、高額療養費制度のセーフティネットとしての役割を維持しつつ、支払い能力に応じて負担する仕組みを構築するため、制度の見直しを進めていたが、本年3月、検討プロセスに丁寧さを欠いたとの患者団体からの指摘を重く受け止め、見直し全体について実施を見合わせ、本年秋までに改めて方針を検討し決定する旨が示された。

高額療養費制度は、治療が長期にわたる患者の方々にとって命綱とも言える制度であり、その見直しは患者やその家族に大きな影響を及ぼしうるものである。患者団体などからは、今般の国の動きに対して、切実な不安の声が上がっており、こうした意見を真摯に受け止める必要がある。

一方で、本格的な少子高齢化、人口減少社会という時代の大きな変革期においては、一人一人が安心して生活できる社会保障制度を構築することは重要であり、制度の見直しにおいては、その影響を丁寧に検討し、次世代にわたって持続可能な制度を構築していく必要がある。

よって、国におかれては、患者の方々の状況や意見を十分に考慮し、セーフティネットである高額療養費制度を将来にわたって持続可能なものとするため、更なる議論を慎重に進めるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

衆議院議長	} あて
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
厚生労働大臣	
内閣官房長官	

石川県議会

議会議案第7号

経口中絶薬の要件変更に係る慎重な対応を求める意見書

経口中絶薬については、令和5年4月に薬事承認されたが、薬の使用に当たり、妊娠の継続を中断する1剤目の投与後は帰宅しても良いが、胎のうを排出する2剤目の投与後は、入院又は院内待機が必須とされていた。

その後、国は実態調査を行い、重篤な合併症などではなく安全に使用されているとの結果を踏まえ、昨年11月に、薬事審議会の承認を経て使用要件を変更し、2剤目投与後も、本人が希望する場合には、自宅から当該医療機関に通院可能なことや必ず再来院することなどを条件に、医師が帰宅を許可できるようにした。

しかし、国が示した帰宅許可の要件が安易に適用されることは、自宅等のトイレで胎のうが排出され下水管に流されるような事態にもなりかねず、生命の尊厳の否定にもつながりかねない。

よって、国におかれては、人工妊娠中絶に限らず、予期せぬ妊娠に悩む女性への相談、支援の体制の更なる強化などを進めるとともに、母体の安全と健康を守るため、経口中絶薬の要件変更に際し慎重な対応を行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月27日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣
女性活躍担当大臣
内閣官房長官

あて

石川県議会

議会議案第 8 号

男女別に利用される施設等における女性の安全かつ安心な利用の ための環境の確保の促進に係る法整備を求める意見書

近年、L G B T Q など性的マイノリティに対する認知が大きく進み、令和 5 年 6 月には、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和 5 年法律第 68 号）が施行された。

一方で、温泉施設の女性風呂に女装した男性が侵入し、建造物侵入の現行犯で逮捕される事件が発生するなど、性的被害の多くが身体的な面において相対的に弱い立場にある女性に生じており、通常衣服を着けない状態又はこれに類する状態で、不特定又は多数の者が利用する施設等を女性が安全かつ安心して利用できるようにすることは、喫緊の課題となっている。

よって、国におかれては、男女別に利用される施設等において、身体的な特徴により男女が区別され、女性が安全かつ安心して利用できる環境の確保を図るための必要な法整備や環境整備を早急に行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 6 月 27 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
法 務 大 臣
共生社会担当大臣
内 閣 官 房 長 官

あて

石 川 県 議 会